

## 岩見沢市生成 AI 利用ガイドライン

令和 7 年 12 月 4 日

市長決定

### (目的)

第 1 条 本ガイドラインは、岩見沢市が業務の効率化及び行政サービスの向上を図るため、生成 AI を業務において適正に利用するに当たり、情報資産の安全な取扱いと得られた情報の適切な活用を確保し、住民の権利利益の保護及び行政運営の信頼性の向上に資することを目的とする。

### (上位規程との関係)

第 2 条 本ガイドラインは、岩見沢市情報セキュリティ基本方針及びこれに基づく関連規程に準拠して運用する。

- 2 生成 AI 固有のリスク低減のため、本ガイドラインが岩見沢市情報セキュリティ基本方針等より厳格な管理措置を定めるときは、当該措置を適用する。
- 3 本ガイドラインに定めのない事項は、岩見沢市情報セキュリティ基本方針及び関連規程に従う。

### (定義)

第 3 条 本ガイドラインにおいて使用する用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 「生成 AI」 対話その他の方法により入力した情報に基づき、文章、画像、音声、プログラム等のコンテンツを自動生成する機能又はサービス及びこれらと連携して動作するプログラムをいう。
- (2) 「生成物」 生成 AI の利用により出力されたコンテンツ（文章、画像、音声、プログラム等）をいう。
- (3) 「個人情報」 個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）第 2 条第 1 項に規定するものをいう。
- (4) 「要配慮個人情報」 個人情報保護法第 2 条第 3 項に規定するものをいう。
- (5) 「機密情報」 岩見沢市の情報セキュリティ関連規程において機密として取り扱う情報をいう。
- (6) 「法令等の非公開情報」 法令又は条例等により公開が制限されている情報をいう。
- (7) 「認証情報」 ID、パスワード、API キー、暗号鍵その他の認証・権限付与に用いる情報をいう。

(8) 「匿名加工情報」 個人情報保護法第2条第6項に規定するもの（特定の個人を識別できず、かつ復元できないように加工された情報）をいう。

(適用職員)

第4条 本ガイドラインは、岩見沢市情報セキュリティ基本方針の適用範囲として定める全ての職員に適用する。ただし、教育職及び医療職、消防職の職員を除く。

- 2 本ガイドラインは、会計年度任用職員、臨時・非常勤職員、派遣職員、受託事業者及び指定管理者その他市の業務に従事する者が市の業務として生成AIを利用する場合にも準用する。
- 3 受託事業者等に市の業務を委託する場合は、契約条項により本ガイドラインと同等以上の水準を遵守させるものとし、必要に応じて報告又は監査を求めることができる。

(対象とする生成AI)

第5条 職員が業務において利用できる生成AIは、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 入力情報がAIの学習に利用されない設定又は契約が可能なものの。
  - (2) 情報の保存範囲、データの所在国、再委託の有無等について市が確認できるもの。
  - (3) 別に定める手続により情報システム課長が認めたもの。
- 2 前項各号に掲げる生成AIの具体的な種類及び設定は別に定める。

(適用範囲)

第6条 本ガイドラインは、職員が市の業務として生成AIを利用する場合に適用する。

(用途)

第7条 職員は、次に掲げる用途において生成AIを利用することができます。

- (1) 文章の作成に関すること。
- (2) 文章の要約に関すること。
- (3) 文章の校正、添削に関すること。
- (4) 公開されている情報・資料の整理及び分析に関すること。
- (5) アイデアの創出及び発展に関すること。
- (6) Excel関数、マクロ等のプログラムを作成し、又は修正すること。
- (7) その他、業務の効率化又は行政サービスの向上に資するものであって、第8条に該当せず、あらかじめ情報システム課長の許可を得たもの。

(禁止する用途)

第8条 職員は、次に掲げる用途において生成AIを利用してはならない。

- (1) 法令等に違反するおそれがあるもの。

- (2) 行政サービスの公平性又は透明性を確保できない業務に関するここと(住民の権利義務、選考、給付額等の個別判断について専ら生成AIの判断に依拠する行為を含む)。
- (3) 個人情報(要配慮個人情報を含む)、機密情報、法令等の非公開情報、業務上の非公開情報又は認証情報を扱う業務に関するここと。ただし、個人情報については匿名加工情報として適切に加工した場合はこの限りでない。
- (4) 外部連携機能を通じ、当該機能の権限外に情報が送信されるおそれのある利用。
- (5) 選挙その他政治的行為に係る内容の作成。
- (6) その他、市長が不適当と認めるもの。

(データ入力に際しての遵守事項)

第9条 職員が生成AIにデータを入力するに当たっては、次に掲げる事項を遵守する。

- (1) 個人情報(要配慮個人情報を含む)を入力しないこと。
- (2) 機密情報、法令等の非公開情報、業務上の非公開情報、認証情報等を入力しないこと。
- (3) 第三者との契約上、守秘義務や利用制限が課されている情報を入力しないこと。
- (4) 住民の生命・身体・財産等に重大な影響を及ぼすおそれのある情報を入力しないこと。
- (5) 入力内容が外部に送信されることを前提に、必要最小限の情報のみ入力すること。
- (6) 第三者が著作権等を有する情報の入力には十分に注意し、得られた生成物について既存の著作物や登録商標等の権利を侵害しないか確認すること。
- (7) サービスの利用規約、プライバシーポリシー等を確認し、設定を適切に行うこと。
- (8) 目的に沿った適切な結果を得るために、詳細な前提条件又は例示を加えるなど効果的なデータ入力の工夫すること。
- (9) 外部連携機能の有効・無効を確認し、不要な権限は付与しないこと。
- (10) 個人情報を含む事例等を分析に用いる必要がある場合は、匿名加工情報として、特定の個人を識別できずかつ復元できないよう適切に加工した上で使用すること。加工が不十分であると判断される場合は使用しないこと。

(生成物を利用するに際しての遵守事項)

第10条 職員が生成AIの生成物を業務で利用する場合は、次に掲げる事項を遵守する。

- (1) 事実関係及び数値等について、一次資料その他の信頼できる資料により検証し、その出典を業務記録として保存すること。
- (2) 第三者の権利を侵害していないか確認するとともに、出力の権利帰属及び利用条件(ライセンス)の適否を確認すること。
- (3) 生成物をそのまま公表するのではなく、必要に応じて加筆修正し、最終的な内容に責任を持つこと。

(4) 画像等の生成物が AI によるものであることを表示する義務はないが、公式発表、災害時の情報提供、広報物その他住民への重要な周知に用いる場合は、原則として AI 生成の旨を表示する。

(意思決定及び説明責任)

第 11 条 住民の権利義務、選考、給付額等に係る判断は、生成 AI の結果のみに依拠してはならず、必ず職員による最終確認及び決裁を経なければならない。

(インシデント対応)

第 12 条 生成 AI の利用により情報漏えい、誤公表その他の事故が発生し、又はそのおそれがあると認めるときは、職員は直ちに所属長及び情報システム課長に報告し、当該部署の指示に従い初動対応及び再発防止措置を講じなければならない。

(教育及び研修)

第 13 条 市は、職員に対し、個人情報保護、著作権、政治的中立、適正表示、プロンプト設計及び検証手順その他本ガイドラインの運用に必要な研修を定期的に実施する。

## 附則

このガイドラインは、令和 7 年 12 月 4 日から施行する。